

事務連絡  
令和5年5月2日

区内指定障害福祉サービス等事業所 管理者 様

港区 保健福祉支援部  
障害者福祉課長 宮本 裕介

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について（通知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策及び区の障害福祉施策にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置づけの変更に伴い、下記①～③の通知に関し、厚生労働省より5月8日以降の取扱いについて別紙のとおり示されました。

区においても、5月8日以降のサービス提供分については、別紙のとおり取扱うこととしましたので通知します。つきましては、内容を確認した上で、適切なサービス提供に努めてください。

記

1 取扱内容に係る通知

- ① 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」
- ② 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」
- ③ 「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（令和3年9月22日版）」

2 5類移行後の取扱内容 別紙のとおり

3 適用日 令和5年5月8日以降

【通知元】港区 保健福祉支援部 障害者福祉課 障害者事業所支援係

電話：03-3578-2667(直通) / FAX：03-3578-2678

メール：[minato43@city.minato.tokyo.jp](mailto:minato43@city.minato.tokyo.jp)

受付時間：月曜日から金曜日まで 午前8時30分から正午まで・午後1時から午後5時15分まで（12月29日から1月3日まで及び祝日を除く。）